

第5回須坂市高齢者施策推進協議会 要約議事録

1. 会議名	第5回須坂市高齢者施策推進協議会
2. 日時	2021年2月15日（月）13：30～14：00
3. 場所	須坂市役所東庁舎3階 第4委員会室
4. 出席者	<p>【委員】14名 ※欠席5名 押鐘委員、青木佐世子委員、木畑委員、佐藤貴幸委員、豊田委員 岸田会長、新村副会長、田崎委員、佐藤香代子委員、青木信一郎委員、細井委員、嶋田委員、和久井委員、北澤委員、山岸委員、柳沢委員、大井委員、富沢委員、中山委員</p> <p>【事務局】9名 小林部長、高橋課長、山岸補佐、唐沢補佐、関野補佐、富沢補佐、森補佐、鈴木担当係長、湯本主査</p>

＜議事概要＞

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

(1) 高齢者いきいきプラン素案に対するパブリック・コメントの結果について

事務局より結果報告。提出された意見数は0件であった。

(2) 高齢者いきいきプラン素案について

前回の会議で指摘があったことや表記の誤りについて修正を行い、国の介護報酬の改定を反映し介護給付費が変わったことを説明。また、国の指針により介護保険サービスの整備と利用者数の見込みについて、前回素案では最終年度を2030年度として記載していたが、2040年度の推計の数値に修正。

(3) 第8期介護保険料案について

介護報酬の改定により2021年度から2023年度の3年間の標準給付費見込額が増額となり、それに伴い第1号被保険者負担分相当額も増加したが、準備基金取崩額を増やすことにより保険料基準月額が前回示した額（4,850円）と同額とした。現在（第7期）の保険料基準月額5,040円と比べ、190円の減額となる。第7期では13段階であった所得段階を第8期では12段階とし、全体として所得の低い人の負担を軽く、所得が多い人の負担を重くする形としている。県内他市の中で須坂市の介護保険料は第5期～7期まで一番低く、第8期においてもおそらく一番低い設定になるかと思われる。介護保険料が低く抑えられている要因として須坂市の要介護認定率が低いことが挙げられる。これは市民のみなさまが若い段階から健康づくりに取り組んでいること、高齢の方の多くが介護予防の必要性を認識しながら生活していることも理由の一つではないかと考えている。

行政においても須坂市高齢者いきいきプランに沿って事業を実施し、年齢を重ねても誰もが自分らしくいきいきと暮らしていける地域づくりを目指して市民のみなさまと一緒に取り組んでまいりたいと考えている。

(4) その他

4. その他

岸田会長より「高齢者いきいきプラン（第九次須坂市老人福祉計画・第八期介護保険事業計画）」の素案を成案とすること、また、保険者として介護保険事業計画を運営するよう意見を付して須坂市長に報告することについて提案あり。委員から異議なく、本計画は成案となり、岸田会長と新村副会長により市長に報告することとなる。

5. 閉 会

※今回会議では意見等なし。